

預金口座取引一般規定 新旧対照表

旧	新
第 8 条 自動機による取引 1. 当社と提携している金融機関の自動機による取引を行うにあたっては、当社の定めるところにしたがい普通預金口座開設の際に送付するキャッシュカードおよび暗証番号を使用して行うこととします。 2. お客様の入力内容の間違いや依頼内容の不備により生じた損害については当社は責任を負いません。 3. 自動機ご利用による 1 日当たりの預金の出金限度額は、現金での引き出しおよび振り込みのための引き出しを合わせて当社所定の金額とさせていただきます。 4. 自動機での 1 回当たりの取扱金額および金額単位は提携先金融機関の定めによることとします。	第 8 条 自動機による取引 1. 当社と提携している金融機関の自動機による取引を行うにあたっては、当社の定めるところにしたがい普通預金口座開設の際に送付するキャッシュカード、またはスマホ ATM、および暗証番号を使用して行うこととします。 2. お客様の入力内容の間違いや依頼内容の不備により生じた損害については当社は責任を負いません。 3. 自動機ご利用による 1 日当たりの預金の出金限度額は、現金での引き出しおよび振り込みのための引き出しをあわせて当社所定の金額とさせていただきます。 4. 自動機での 1 回当たりの取扱金額および金額単位は提携先金融機関の定めによることとします。 5. スマホ ATM の定義、取り扱いについては、別途定めるキャッシュカード規定にしたがうものとします。

キャッシュカード規定 新旧対照表

旧	新
第 1 条（カードの利用） (1) 普通預金（以下「預金」といいます。）について発行したキャッシュカード（以下「カード」といいます。）は、それぞれ次の場合に利用することができます。 中略 (2) カードは、当社および当社入金提携先・出金提携先・カード振込提携先所定の時間帯に限り、利用することができます。	第 1 条（カード等の利用） (1) 普通預金（以下「預金」といいます。）について発行したキャッシュカード（以下「カード」といいます。）およびスマートフォン上でキャッシュカードに代わる機能を当社アプリケーション（以下「当社アプリ」といいます。）を通じて提供するサービス（以下「スマホ ATM」といいます。キャッシュカードとあわせて以下「カード等」といいます。）は、それぞれ次の場合（スマホ ATM はウ）の場合を除く）に利用することができます。 中略 (2) カード等は、当社および当社入金提携先・出金提携先・カード振込提携先（スマホ ATM を除く）所定の時間帯に限り、利用することができます。
第 2 条（カードの所有権、譲渡・質入れ等の禁止） (2) 当社の承諾なしにカードを、他人に譲渡、貸与、質入れその他第三者の権利の設定をしてはならず、または第三者に利用させることはできません。	第 2 条（カードの所有権、譲渡・質入れ等の禁止） (2) 当社の承諾なしにカードもしくはスマホ ATM を利用しているスマートフォン（以下「端末」といいます。）を、他人に譲渡、貸与、質入れその他第三者の権利の設定をしてはならず、または第三者に利用させることはできません。
第 3 条（入金機による預金の預け入れ） (1) 入金機を使用して預金に預け入れる場合には、入金機の画面表示等の操作手順にしたがって、入金機にカードを挿入し、現金を投入して操作してください	第 3 条 （入金機による預金の預け入れ） (1) 入金機を使用して預金に預け入れる場合には、入金機の画面表示等の操作手順にしたがって入金機にカードを挿入、または入金機および当社アプリの画

い。	面表示等の操作手順にしたがってスマホ ATM を利用し、現金を投入して操作してください。
第 4 条（出金機による預金の払い戻し） (1) 出金機を使用して預金を払い戻す場合には、出金機の画面表示等の操作手順にしたがって、出金機にカードを挿入し、届出の暗証番号と金額を正確に入力してください。	第 4 条（出金機による預金の払い戻し） (1) 出金機を使用して預金を払い戻す場合には、出金機の画面表示等の操作手順にしたがって出金機にカードを挿入、または出金機および当社アプリの画面表示等の操作手順にしたがってスマホ ATM を利用し、届出の暗証番号と金額を正確に入力してください。
第 9 条（カードの紛失等） (1) カードを失ったとき、カードが偽造、変造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じたときまたは他人に使用されたことを認知したときは、直ちに当社所定の方法により届出てください。この時点で当該口座に払い戻しの停止その他の取引制限を設定させていただきます。この通知以前に生じた損害については、第 11 条および第 12 条に定める場合を除き、当社は責任を負いません。なお、カードの紛失によりお客さまが損害を被った場合は、当社が損害保険会社と契約するキャッシュカード盗難保険の定めるところにより、損害の全部または一部に対して保険金が支払われる場合があります。本保険契約の運営は別途定める「キャッシュカード盗難保険規定」にしたがうものとします。	第 9 条（カード、端末等の紛失等） (1) カードまたは端末等を失ったとき、カードの偽造、変造、盗難、紛失等または端末の盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じたとき、または他人に使用されたことを認知したときは、直ちに当社所定の方法により届け出てください。この時点で当該口座に払い戻しの停止その他の取引制限を設定させていただきます。この通知以前に生じた損害については、第 11 条および第 12 条に定める場合を除き、当社は責任を負いません。なお、カードの紛失によりお客さまが損害を被った場合は、当社が損害保険会社と契約するキャッシュカード盗難保険の定めるところにより、損害の全部または一部に対して保険金が支払われる場合があります。本保険契約の運営は別途定める「キャッシュカード盗難保険規定」にしたがうものとします。
第 10 条（暗証照合等） (1) カードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証番号は生年月日、電話番号、同一数字など他人に推測されやすい番号の指定を避けるとともに、一定期間毎に変更して、第三者に知られないよう厳重に管理してください。	第 10 条（暗証照合等） (1) カードまたは端末は他人に使用されないよう保管してください。また、暗証番号は生年月日、電話番号、同一数字など他人に推測されやすい番号の指定を避けるとともに、一定期間ごとに変更して、第三者に知られないよう厳重に管理してください。

(2) 当社がカードの電磁的記録によって、出金機または振込機の操作の際に使用されたカードを当社が交付したものととして処理し、入力された暗証番号と当社に登録されたものと一致することを当社所定の方法により確認し、相違ないと認めて取り扱いを行った預金の払い戻しは、カードまたは暗証番号につき事故があっても、そのために生じた損害については、当社および入金提携先・出金提携先・カード振込提携先は責任を負いません。ただし、この払い戻しが偽造カードまたは変造カードによるものである場合、および盗難カードによるものである場合の当社の責任については、第 11 条および第 12 条によります。	(2) 当社がカード等の電磁的記録によって、出金機または振込機の操作の際に使用されたカード等を当社が交付または提供したものととして処理し、入力された暗証番号と当社に登録されたものと一致することを当社所定の方法により確認し、相違ないと認めて取り扱いを行った預金の払い戻しは、カード等または暗証番号につき事故があっても、そのために生じた損害については、当社および入金提携先・出金提携先・カード振込提携先は責任を負いません。ただし、この払い戻しが偽造カードまたは変造カードによるものである場合、および盗難カードによるものである場合の当社の責任については、第 11 条および第 12 条によります。
第 11 条（偽造カード等による払い戻し等） 本文省略	第 11 条（偽造カード、変造カードによる払い戻し等） 本文省略
第 14 条（解約、カードの利用停止等） (2) カードの改ざん、不正使用など当社がカードの利用を不適当と認めた場合には、カードの利用をお断りすることがあります。この場合、当社からの請求がありしだい直ちにカードを当社に返却してください。 (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当社からの請求がありしだい直ちにカードを当社に返却してください。ただし、ウ) の場合は、当社所定の方法により、当社が本人であることを確認できたときに停止を解除します。 ア) 第 2 条（2）に違反したとき イ) 預金口座取引一般規定により、預金口座の預金取引が停止されたとき ウ) 預金口座に関し、最終の預け入れまたは払い戻しから当社が別途表示する一定の期間が経過した場合	第 14 条（解約、カード等の利用停止等） (2) カードの改ざん、不正使用など当社がカード等の利用を不適当と認めた場合には、カード等の利用をお断りすることがあります。この場合、当社からの請求がありしだい直ちにカードを当社に返却してください。 (3) 次の場合には、カード等の利用を停止することがあります。この場合、当社からの請求がありしだい直ちにカードを当社に返却してください。ただし、ウ) の場合は、当社所定の方法により、当社が本人であることを確認できたときに停止を解除します。 ア) 第 2 条（2）に違反したとき イ) 預金口座取引一般規定により、預金口座の預金取引が停止されたとき ウ) 預金口座に関し、最終の預け入れまたは払い戻しから当社が別途表示する一定の期間が経過した場合

工) カードが偽造、変造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当社が判断した場合	工) カードが偽造、変造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当社が判断した場合 オ) 端末の盗難、紛失等により、スマホ ATM を不正に使用されるおそれがあると当社が判断した場合
---	--